

各位

委託会社名 大和アセットマネジメント株式会社
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 小松 幹太
 担当者の役職氏名 ラップ・ETF ビジネス部 長尾 健司
 (連絡先 0120-106212)

「iFreeETF S&P500 (為替ヘッジなし)」、「iFreeETF S&P500 (為替ヘッジあり)」
 受益権分割および受益権分割等に係る約款変更のお知らせ

当社は、本日、iFreeETF S&P500(為替ヘッジなし)、iFreeETF S&P500(為替ヘッジあり)において、受益権分割および受益権分割等に係る約款変更を行うことを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象ファンド

iFreeETF S&P500(為替ヘッジなし) (証券コード: 2247)

iFreeETF S&P500(為替ヘッジあり) (証券コード: 2248)

2. 受益権分割

受益権を分割し最小の売買金額を引き下げることで投資家の利便性向上を図るため、受益権を分割いたします。

2.1 分割比率

2025年3月24日の最終受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数1口につき、以下の割合で分割いたします。なお、証券取引所の売買単位(1口単位)については変更ありません。

iFreeETF S&P500(為替ヘッジなし): 1口を10口に分割

iFreeETF S&P500(為替ヘッジあり): 1口を20口に分割

[ご参考、分割により増加する口数について]

	iFreeETF S&P500(為替ヘッジなし)	iFreeETF S&P500(為替ヘッジあり)
分割前の発行済受益権総口数	252,716口	445,230口
分割により増加する口数	2,274,444口	8,459,370口
分割後の発行済受益権総口数	2,527,160口	8,904,600口

上記は、2025年2月5日時点での数値を記載しており、実際の口数とは異なる場合があります。

2.2 日程

分割基準日	2025年3月24日
分割効力発生日	2025年3月25日

2.3 設定および一部解約の受付停止日

日付	設定	一部解約
2025年3月18日	- (受付)	受付停止
2025年3月19日	- (受付)	受付停止
2025年3月21日	受付停止	受付停止
2025年3月24日	受付停止	受付停止

東京証券取引所を通じた対象ETFの売買を停止するものではありません。
東京証券取引所における売買については、3月21日より、受益権分割を反映した価格でお取引いただくこととなります。お取引の際は、ご注意ください。

2.4 受益権分割に伴う約款変更の内容

受益権の分割に関し、証券保管振替機構が定める「株式等振替制度に係る業務処理要領」（以下「業務処理要領」といいます。）に基づいて受益権を分割する場合の規定の追加および当初元本を明確化する変更を行います。

2.5 受益権分割に伴う設定および一部解約に係る申込単位の変更

変更後	変更前
5,000口以上1口単位	500口以上1口単位

2.6 受益権分割に伴う基準価額の表示口数単位の変更

変更後	変更前
100口あたり	10口あたり

2.7 信託契約の解約（繰上償還）の事由（口数）の変更

iFreeETF S&P500(為替ヘッジなし)

変更後	変更前
委託者は、信託期間中において、受益権の口数が7万口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。	委託者は、信託期間中において、受益権の口数が7千口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

iFreeETF S&P500(為替ヘッジあり)

変更後	変更前
委託者は、信託期間中において、受益権の口数が <u>44万口</u> を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。	委託者は、信託期間中において、受益権の口数が <u>2万2千口</u> を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3. 約款変更の日程

2025年3月3日まで	約款変更の届出
2025年3月4日	約款変更の適用日（「業務処理要領」に基づく規定の追加）
2025年3月25日	約款変更の適用日（当初元本を明確化する約款変更、設定および一部解約にかかる申込単位の変更、信託契約の解約の事由（口数）の変更）

4. 約款変更に関する書面決議手続き

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行いません。

5. 約款の新旧対照表

iFreeETF S&P500（為替ヘッジなし）
（2025年3月4日変更）

変更後	現行
<p>（受益権の分割、再分割および併合） 第8条（略）</p> <p>② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができるものとします。</p> <p>③ 前項の規定により委託者は、受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定に従い、次の各号のとおり行ないます。</p> <p>1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</p> <p>2. 受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</p>	<p>（受益権の分割および再分割） 第8条（略）</p> <p>② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし（新設）</p>

<p>3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p>4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u></p> <p>5. <u>委託者は、受益権の取得申込の受付および一部解約請求の受付について制限を行なう場合があります。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>②～③ （略）</p>	<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行)</p> <p>第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（<u>社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。</u>）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>②～③ （略）</p>
--	--

iFreeETF S&P500 (為替ヘッジなし)
(2025年3月25日変更)

変 更 後	現 行
<p>(信託の目的および金額)</p> <p>第 2条 委託者は、<u>金107,373,216円</u>を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の分割、再分割および併合)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、<u>1口当たりの元本額が10,453円</u>（2023年5月8日のS&P500指数（配当込み、米ドルベース）の終値を2023年5月9日の為替レートで円換算した値の100分の1に相当する数値）となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。なお、<u>2025年3月24日現在の受益権を1対10の割合で再分割しており、1口当たりの当初元本額は1,045.3円</u>です。</p> <p>②～③ （略）</p>	<p>(信託の目的および金額)</p> <p>第 2条 委託者は、<u>金2億円</u>を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の分割、再分割および併合)</p> <p>第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2023年5月8日のS&P500指数（配当込み、米ドルベース）の終値を2023年5月9日の為替レートで円換算した値の100分の1に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>②～③ （略）</p>

<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5,000口</u>以上1口単位をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5,000口</u>以上1口単位をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第51条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>7万口</u>を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>500口</u>以上1口単位をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>500口</u>以上1口単位をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第51条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>7千口</u>を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>②～⑥ (略)</p>
--	--

iFreeETF S&P500 (為替ヘッジあり)
(2025年3月4日変更)

変 更 後	現 行
<p>(受益権の分割、再分割および併合)</p> <p>第 8条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができるものとします。</p> <p>③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行なう場合には、振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)</u>の規定に従い、<u>次の各号のとおり行ないます。</u></p> <p>1. 受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者</p>	<p>(受益権の分割および再分割)</p> <p>第 8条 (略)</p> <p>② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし (新 設)</p>

<p>(加入者) ごとの口数とします。ただし、<u>質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行なわれている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u></p> <p>2. <u>受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u></p> <p>3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u></p> <p>4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分¹のうえ、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u></p> <p>5. <u>委託者は、受益権の取得申込の受付および一部解約請求の受付について制限を行なう場合があります。</u></p> <p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（<u>社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。</u>）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</p> <p>②～③ (略)</p>
--	---

iFreeETF S&P500 (為替ヘッジあり)
(2025年3月25日変更)

変 更 後	現 行
<p>(信託の目的および金額) 第 2条 委託者は、金1,090,883,404円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の分割、再分割および併合) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が34,561円(2023年5月8日のS&P500(配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)(以下「対象株価指数」といいます。))</p>	<p>(信託の目的および金額) 第 2条 委託者は、金12億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>(受益権の分割、再分割および併合) 第 8条 委託者は、第2条の規定による受益権については、1口当たりの元本額が2023年5月8日のS&P500(配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)(以下「対象株価指数」といいます。)の終値</p>

<p>の終値の100倍に相当する数値)となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。なお、<u>2025年3月24日現在の受益権を1対20の割合で再分割しており、1口当たりの当初元本額は1,728.05円です。</u></p> <p>②～③ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。) (以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>5,000口</u>以上1口単位をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>5,000口</u>以上1口単位をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第51条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>44万口</u>を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	<p>の100倍に相当する数値となる口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 委託者が別に指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。)および登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。) (以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、<u>500口</u>以上1口単位をもって当該取得の申込に応じることができます。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、委託者が別に定める時限までに、<u>500口</u>以上1口単位をもって一部解約請求をすることができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p> <p>(信託契約の解約)</p> <p>第51条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が<u>2万2千口</u>を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>②～⑥ (略)</p>
---	---

以上